

令和3年度 いじめの対応状況等について

I いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

II 令和3年度いじめの対応状況等について

1 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間
第1回 令和3年4月1日(木)から令和3年6月30日(水)まで
第2回 令和3年4月1日(木)から令和3年11月30日(火)まで
第3回 令和3年4月1日(木)から令和4年3月25日(金)まで

(2) その他

教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

2 調査結果と分析(5年間の調査結果の比較)

(1) いじめの発生状況

	認知件数(件)		いじめの対応状況					
			対応を継続中(件)		解決件数(件)		解消件数(件)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	1180	108	24	0	1156	108	797	85
令和2年度	792	67	23	3	769	64	424	39
令和元年度	974	97	17	3	957	94	632	81
平成30年度	983	95	54	5	929	90	625	64
平成29年度	293	50	11	2	282	48	274	38

○いじめの認知件数が昨年度と比較して小学校388件・中学校41件増加した。また、一昨年度の同時期と比較しても小学校206件、中学校11件増加した。

○解消率は小学校で約68%、中学校では約79%と昨年度より向上している。

(小学校では約15%、中学校では約21%向上)

○小学校は24件が解決に向けて「対応を継続中」である。

▶平成30年度、令和元年度はいじめの件数が概ね同数であったが、令和3年度はいじめの件数が小学校・中学校ともに増加している。新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式による影響も考えられる。

▶認知件数は増えているが、解消率も向上している。いじめの早期発見に向けて相談体制が整ってきたことや発見した場合には、迅速かつ適切に組織として対応するということが定着してきたと考えられる。

▶小学校は24件が解決に向けて「対応を継続中」で、中学校は認知したいじめのすべてが解決となっており、概ね昨年度と同数である。(小学校1件増、中学校3件減)

①悪口や軽い暴力など、相手が嫌がることを再び行ってしまうため、解決・解消にはならないケースが多い。

②深刻ないじめが続いているケースではなく、人間関係づくりやコミュニケーションの取り方に課題があるケースが増えている。

(2) 各期間のいじめの発生状況

	第1回(件)		第2回(件)		第3回(件)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	613	56	1004	93	1180	108
令和2年度	325	19	576	47	792	67
令和元年度	581	67	836	89	974	97
平成30年度	411	43	802	74	983	95
平成29年度	32	23	124	44	293	50

○平成30年度以降、第1回調査での認知件数が年間の認知件数の半数前後となっている。

▶いじめの未然防止・早期発見のためには4・5月の指導が効果的であると考えられる。

①教育委員会や人権教育推進委員会等で授業モデルを作成・配布し、活用を推進する。

②スクールカウンセラーの全員面接（小学校第5学年・中学校第1学年）に加え、全児童・生徒に教職員への相談の機会をつくる。

③スクールカウンセラーへの相談方法やその他相談窓口を広く周知する。

▶第1回調査では保護者アンケートも実施している。低学年などは、保護者アンケートからいじめが発覚しているケースもあり、いじめの早期発見には一定の効果があると考えられる。

▶アンケート調査のタイミングで、中野区いじめ防止等対策推進条例や各学校のいじめ防止基本方針の具体的な内容について周知することが必要と考える。

(3) いじめの態様

①小学校

	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
令和3年度	725	167	420	3	4	115	61	13	7	1515
令和2年度	453	159	300	3	8	94	43	8	2	1070
令和元年度	675	262	422	12	2	160	18	12	44	1607
平成30年度	562	210	328	8	6	111	76	12	24	1337
平成29年度	176	44	57	15	3	30	9	2	2	338

②中学校

	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
令和3年度	59	9	15	0	0	12	7	21	0	123
令和2年度	45	10	6	0	1	5	5	6	1	79
令和元年度	64	6	14	1	1	9	1	16	5	117
平成30年度	65	4	14	4	1	5	2	14	3	112
平成29年度	30	9	6	2	0	3	3	10	4	67

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

○小学校の態様で多いものは、「悪口」「軽い暴力」であり、一番多いものは「悪口」で、全体の47.9%を占めている。小学校低学年では、「軽い暴力」の割合が30%以上と高い。

▶小学校全学年で「悪口」の割合が高く、相手の気持ちを考えない発言など、コミュニケーションの取り方について課題があると考えられる。

▶自分の気持ちを言葉でうまく表現できず「軽い暴力」をふるってしまう場面が多いと考えられる。

- 中学校の態様で多いものは、「悪口」「SNSによる誹謗・中傷」「金品を隠す盗難」であり、一番多いものは「悪口」で、全体の45%を占めている。中でも、中学校1・2年生では、「悪口」の割合が48%以上と高く、中学校3年生では「SNSによる誹謗・中傷」が60%となっており、学年が上がるにつれて対面よりもSNSでのトラブルの割合が高くなる。
 - ▶ SNSを含めたコミュニケーションの取り方について課題があると考えられる。
- 令和2年度以降、小学校の態様では「無視・仲間はずれ」が大きく減少し、「嫌なことをされる」が増加している。また、中学校の態様では「無視・仲間はずれ」「嫌なことをされる」が増加している。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症により、人との関わり合いが減っており、コミュニケーションの取り方や友達との関わり方が変化したり、人間関係がうまくつづけていなかったりすることが態様の変化に現れていると懸念されるため、今後も状況を注視していく必要がある。
 - ▶ 今後、授業内で協働的な学習を充実させたり、体験活動を充実させたりする必要がある。
- 「SNSによる誹謗・中傷」の認知件数は、小学校13件（携帯電話でのSNS等のトラブル10件、ゲームのオンライン通信でのトラブル2件、一人1台タブレットでのトラブル1件）、中学校21件（携帯電話でのSNS等のトラブル18件、一人1台タブレットでのトラブル2件、ゲームでのオンライン通信のトラブル1件）と増加傾向にある。
 - ▶ 「SNSによる誹謗・中傷」が増えているため情報モラル教育を充実させて行く必要がある。
 - ① SNS等で友達同士が関わる機会が増えており、SNS等でのコミュニケーションの取り方についての指導を充実させる。
 - ② 一人1台タブレットのパスワードを教えてしまい無断で使用されたり、Classroom内で作品等にいたずら書きをされたりしている。一人1台タブレットの使用のルールやモラルについて児童・生徒が考える場を設定していく。
 - ③ SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学校が認知しきれない可能性もあるため、一層注視していく。

(4) いじめ発見のきっかけ

	学校の教職員が発見（件）		学校の教職員以外からの情報により発見（件）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	839	88	341	20
令和2年度	401	38	391	29
令和元年度	616	61	358	36
平成30年度	750	80	233	15
平成29年度	279	34	14	16

- いじめ発見のきっかけについては、学校の教職員が発見したり、アンケート調査など学校の取組で発見されたりしているケースが小学校で約71%、中学校で約81%である。
 - ▶ 各教職員等の関わりや学校の取組がいじめ発見に効果을 上げていることが分かる。
- 本人や保護者等の学校の教職員以外からの情報がいじめ発見につながるケースは、小学校では約29%、中学校では約19%である。
- いじめの件数は増えているが、学校の教職員以外からの情報により発見するケースの件数が減少している。
 - ▶ 学校の取組で発見されるケースと比較すると割合が低く、いじめの未然防止・早期発見に向けて、改善していく必要がある。
 - ① 学校いじめ対策委員会のメンバーやいじめ対応担当を周知し、児童・生徒及び保護者等が日常的に相談しやすい体制を構築する。
 - ② いじめアンケートだけでなく、相談方法を増やすことを検討していく。
 - ③ いじめが複数発生している学級では全員面接や個別の聞き取りを実施できるようなスクールカウンセラーの追加派遣など相談体制を強化する必要がある。
 - ④ 学校、保護者、関係機関との関わりを増やすような取組が必要である。

Ⅲ いじめに対する主な取組

児童・生徒

①いじめについての正しい理解

○年度当初の中野区教育委員会「人権教育推進資料」や中野区いじめ防止等対策推進条例等を活用した、いじめについて正しく理解するための授業の実施。

②円滑な人間関係づくりの支援・コミュニケーションに関わる学習の充実

○「特別の教科 道徳」をはじめとする授業や様々な体験活動・読書活動を充実させ、豊かな人間性や社会性の育成。

○温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて、保幼小中の学びの連続性の中で継続的・重点的な学習の実施。

○「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育む学習等の積極的な実施。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、分かる授業、子ども同士が話し合い、学び合うなど魅力ある授業の実施。

○学校教育の様々な機会を捉え、一人1台タブレットも活用しながら、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組の展開。

③児童・生徒自らがSOSを出す機会の充実

○東京都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施。

○年度当初にスクールカウンセラーへの相談方法や「こども110番」等の相談窓口の周知。

○中学生を対象とするSNS相談窓口（「STANDBY」）の一人1台タブレットへのインストール。

○教職員への相談デーなど、全児童・生徒が教職員へ相談できる機会や場の設定

○スクールカウンセラーや区の相談員による全員面接または個別の聞き取りの充実。

④児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定

○児童・生徒が主体的にいじめについて考え、学級や学年、全校でいじめをなくす取組の実施。

○小学校の児童会と中学校の生徒会等が連携し、いじめをなくすための取組の実施。

⑤SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実

○児童・生徒自身が「SNS学校ルール」づくりに参画し、見直していく活動の実践。

○セーフティ教室など学習・啓発の機会の充実。

○特別活動や「特別の教科 道徳」をはじめとする授業等で情報モラルや一人1台タブレットの使用のルールやモラルについて児童・生徒が主体的に考える場の設定。

教 職 員

いじめは重大な人権侵害であって決して許されないものであるとの認識の下、当該学校に在籍する児童等の保護者等、区民等及び関係機関等との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて児童等に対しいじめの問題に関する啓発及び指導等を行うことにより、学校全体でいじめの防止等に取り組む責務がある。

①中野区いじめ防止等対策推進条例の理解の促進

- 東京都教育委員会の「いじめ総合対策【第2次 一部改訂】」や「いじめ対策にかかる事例集」、中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用した校内研修の計画的な実施。
- いじめを正確かつ確実に認知するために、第1回ふれあい月間で全ての教職員にいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を改めて確認し、適切な認知や早期対応の徹底。
- 都の「人権教育プログラム（学校教育編）」等の活用。

②教職員の対応力の向上

- 東京都教育委員会が作成した資料などを活用した、教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高める研修の実施。
- 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係のなどの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制の整備。
- 学校いじめ対策委員会やいじめ対応担当を中心とした、学校全体でのいじめ防止への取組やスクールカウンセラーも含めた情報共有の体制の強化。
- 中野区教育委員会のいじめ防止研修（年2回）と教員が還元研修を校内で行うことにより、いじめに対する教員の対応力の向上。
- アンケート調査結果を生かした研修会の実施。

③連携の強化

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による面談や相談室での交流を通じた、児童・生徒の状況把握や支援。
- 保幼小中が連携して対応していく体制の強化。

保 護 者 等

①中野区いじめ防止等対策推進条例や学校いじめ防止基本方針の周知

- 中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用した中野区いじめ防止等対策推進条例の周知。
- ホームページや保護者会、学校だより等を活用した学校いじめ防止基本方針等の周知。
- 教職員へのいじめ防止研修を保護者等にも公開し、学校の取組への理解を促進。

②SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の協力

- 保護者会やセーフティ教室等の機会において、児童・生徒が見直し、策定した「SNS学校ルール」を生かした「SNS家庭ルール」づくりを啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育の推進。

③連携の強化

- 保護者アンケートや面談の実施等、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会の強化。